

ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業
業務委託仕様書

1 委託業務名称

ケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業業務委託

2 委託業務の目的

本業務は、ケアプランデータ連携システムを利用することにより、介護事業所における生産性向上の取組みの推進を図ることを目的とする。

現状、市内の介護事業所においては、システム自体への理解不足、他事業所の導入率の低さを主な原因として同システムの利用が進んでいない状況である。

これに対し、説明会、導入支援、導入効果測定及び好事例の横展開等を通して、同システムの導入・活用促進を介護事業所に促すことを目指す。

3 委託業務履行期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

4 履行場所

松本市丸の内3番7号 松本市役所高齢福祉課
及び 市内対象介護サービス事業所ほか

5 事業実施の対象

市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所（約800事業所）

このうち、直接介入し、ケアプランデータ連携システムの導入支援をする事業所数としては、市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所含めて100事業所程度を想定している。

6 受注業務内容

受注者は、発注者と協議のうえ、次に記載する業務及びそれらに付随する業務を行うものとする。

(1) 説明会及び研修会の開催

参加を希望する市内居宅介護支援事業所、介護サービス事業所に対して本事業の目的、事業計画等の説明会を2回以上開催すること。

また、事業参加を促進するための生産性向上をテーマとした研修を開催すること。

対面、オンラインどちらの開催方法でも可とする。対面の場合は発注者と協

議のうえ、会場等は松本市役所庁舎内会議室等を利用する際は発注者が用意する。

なお、説明会及び研修会は同時開催でも可とする。

(2) ケアプランデータ連携システム導入直接介入支援

ケアプランデータ連携システムの導入支援については、市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所に直接的に介入することとし、システム導入の完了まで支援を行うこと。また、システム導入にあたっては、必要に応じてケアプランデータ連携システムを活用した業務運用フローの見直し等も支援すること。

システム導入支援の方法については、対面・非対面のどちらでも可とし、システム導入支援に必要な資料等は、既存資料の活用でも可とする。ただし、市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所においては、オンラインでの対応が難しい場合もあるため、必要に応じて対面での対応を行うこと。

なお、支援にあたっては、事業所がシステムを導入後、継続して活用できるよう最大限留意すること。

(3) ケアプランデータ連携システム活用支援（問合わせ対応等）

市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所がケアプランデータ連携システムを活用する際、必要に応じて問い合わせ対応等の支援を行うこと。

なお、システム活用に係る支援（問い合わせ対応等）の方法については、対面以外の方法で行うことも可とする。

なお、支援にあたっては、事業所がシステムを導入後、継続して活用できるよう最大限留意すること。

(4) 効果測定調査

受注者は本業務における分析や効果の報告のため、市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所へのヒアリング調査やタイムスタディ等の調査を実施すること。なお、調査についてはケアプランデータ連携システムの導入前後にて行い、システムを活用したことによる効果を具体的に測れるよう対応すること。

(5) 業務報告書及び横展開資料の作成

受注者は、実施した業務について、その実施内容等を記載した業務報告書を作成すること。また、ヒアリング調査やタイムスタディ等調査結果やシステムを導入・活用したことによる好事例などを基に、より多くの市内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所に対して、システム導入を促すための周知に活用できる、分かりやすい事例集を作成すること。

(6) 共通事項

受注者は、各業務で使用した資料や作成した業務報告書等を、成果物とし

て発注者へ納品すること。

7 成果物

本業務において納品する書類等については次のとおりとする。

- (1) 提出先は松本市役所健康福祉部高齢福祉課とする。
- (2) 提出部数は次のとおりとする。
 - ア 電子情報：CD-R 1 部
 - イ 業務報告書紙面：2 部（本業務で使用・作成した資料すべてを含む書類を整理して添付すること）
 - ウ 横展開資料：30 部
- (3) データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形（PDF）についても格納するものとする。また、編集が可能であるデータ形式（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint等、バージョンはOffice2019で取扱うことができるものとする。）で原稿及びその添付図（グラフ・図形等）、根拠資料等一式を納入するものとする。データは整理してWindows対応の電子媒体（CD-R等）に格納するものとする。
- (4) 本契約において納入される成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、発注者に帰属するものとする。なお、受注者は、成果品（著作権の帰属にかかわらない。以下同じ。）につき、発注者に対し、著作権法第18条から第20条までの著作者人格権を行使しないものとする。また、成果品について、横展開における好事例等として、発注者がこれを利用し、提示若しくは提示を受け、内容を公表し、業務の目的と態様に応じて内容を改変することに係る一切については、各当事者は、いずれも受注者を含めた相手方の同意や確認及び対価の支払いを要せずに行うことができるものとする。

8 実施体制

- (1) 「6 業務委託内容」の「(2) ケアプランデータ連携システム導入直接介入支援」の実施に際し、松本市へ定期的に現地訪問することが可能な体制とすること。
- (2) 受注者は、発注者との情報共有、進捗・課題管理を行う業務責任者を配置すること。
- (3) 業務場所は特定の場所を定めない。業務を実施するにあたり合理的と判断される場所を発注者、受注者協議のうえ定め、円滑な業務実施に努めるものとする。なお、業務場所の確保にかかる一切の費用を受注者が負担すること。

9 留意事項

- (1) 各居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所におけるケアプランデータ連携システムの導入にあたり、必要となる機器等やライセンス料の費用など、これにかかる一切の費用については受注者の負担は発生しない。
- (2) 発注者は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受注者は、その求めに応じなければならない。
- (3) 受注者は、業務の全部を第三者に委託又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 本業務を遂行するにあたって必要な事項や本仕様書に明記していない事項、又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合については、発注者及び受注者協議の上決定する。
- (5) 契約金額に係る消費税及び地方消費税については、業務完了日における消費税法及び地方税法の税率が適用される。

10 委託料の支払い

業務委託料は業務完了後に一括払いとし、受注者から業務完了報告書を受領し、検査合格後、適正な請求に基づき支払うものとする。

11 担当者

松本市 健康福祉部 高齢福祉課 介護給付担当 担当：嶋口
〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号
電話：0263-34-3213（直通）
電子メール：kaigo@city.matsumoto.lg.jp